

<市第3・4号議案関連資料>

市第3号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

市第4号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

1 趣旨

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年12月9日公布されました（令和3年6月9日施行予定）。

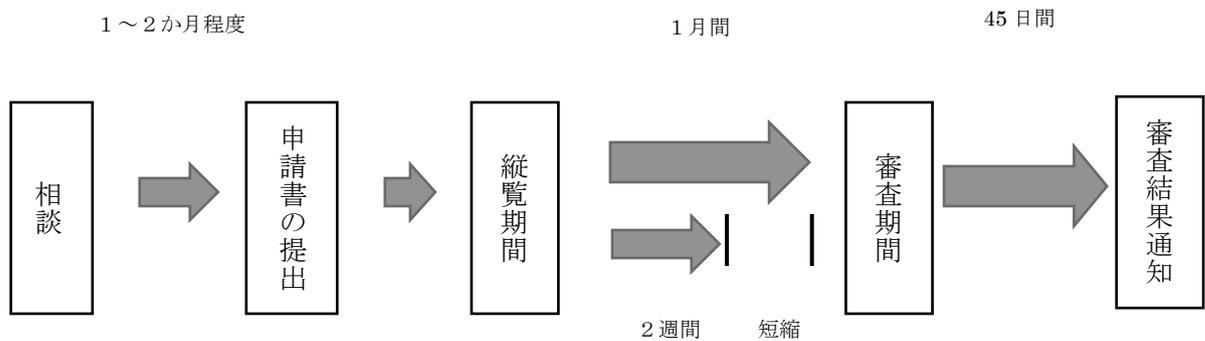
これに伴い、関係規程の整備を図るため、本市条例を改正します。

2 特定非営利活動促進法の改正概要

(1) 手続の見直しに係るもの

ア 認証申請添付書類の縦覧期間の短縮等 【設立等の迅速化】

- 所轄庁が行う認証申請添付書類の縦覧期間：1か月 ⇒ 2週間
- 申請書・添付書類の軽微な不備を補正できる期間：2週間 ⇒ 1週間
（参考）申請受理から審査結果を通知までの期間（縦覧期間を含む）：
2か月半 ⇒ 2か月
- 認証申請があった旨を所轄庁が公にする方法：
市報公告 ⇒ 遅滞なく、インターネットの利用により公表



イ 提出書類の削減 【事務負担の軽減】

- 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類：提出不要
- 「役員報酬規程」・「職員給与規程」が提出済で内容に変更がない場合：提出不要
（参考）役員等に対する報酬等の状況を記載した書類については、NPO法施行規則で毎事業年度提出を義務付け

(2) 情報公開に係るもの

ア 住所等の公表等の対象からの除外 【個人情報保護の強化】

- 個人の住所・居所についての記載部分を除外する文書
 - ・ 設立認証申請時に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
 - ・ 所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」
 - ・ 認定NPO法人等が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」

3 本市条例の改正について

(1) 特定非営利活動促進法施行条例（以下「施行条例」という。）

改正の具体的な内容は、**別紙1**施行条例の新旧対照表のとおりです。

(2) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（以下「指定基準条例」という。）

改正の具体的な内容は、**別紙2**指定基準条例の新旧対照表のとおりです。

4 施行期日

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

（令和3年6月9日）

なお、指定基準条例の第3条第1項及び第5条の改正規定は、公布の日から施行します。

5 参考資料

特定非営利活動法人制度の概要

特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年 2 月横浜市条例第 2 号）
新旧対照表

現行	改正後（案）
（第 1 条及び第 2 条省略） （ <u>公告及び縦覧</u> ）	（第 1 条及び第 2 条省略） （ <u>縦覧</u> ）
第 3 条 <u>法第10条第 2 項の規定により公告する場合において、当該公告の方法については、規則で定める。</u>	第 3 条 法第10条第 2 項の規定により縦覧に供する場合において、当該縦覧の場所その他縦覧に関し必要な事項については、規則で定める。
2 <u>法第10条第 2 項の規定により縦覧に供する場合において、当該縦覧の場所その他縦覧に関し必要な事項については、規則で定める。</u>	
（ <u>縦覧期間中の補正</u> ）	（ <u>縦覧期間中の補正</u> ）
第 4 条 <u>法第10条第 3 項</u> に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたものとする。	第 4 条 <u>法第10条第 4 項</u> に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたものとする。
2 <u>法第10条第 3 項</u> の規定による補正は、規則で定めるところにより、補正書に補正後の当該申請書又は書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。	2 <u>法第10条第 4 項</u> の規定による補正は、規則で定めるところにより、補正書に補正後の当該申請書又は書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。
（第 5 条から第 8 条まで省略）	（第 5 条から第 8 条まで省略）
（ <u>定款の変更の認証申請等</u> ）	（ <u>定款の変更の認証申請等</u> ）
第 9 条 （第 1 項省略）	第 9 条 （第 1 項省略）
2 第 3 条の規定は法第25条第 5 項において準用する法第10条第 2 項の規定による <u>公告及び縦覧</u> について、第 4 条の規定は法第25条第 5 項において準用する <u>法第10条第 3 項</u> の規定による補正について、第 5 条の規定は法第25条第 5 項において準用する法第12条第 2 項の規定による期間について、それぞれ準用する。	2 第 3 条の規定は法第25条第 5 項において準用する法第10条第 2 項の規定による縦覧について、第 4 条の規定は法第25条第 5 項において準用する <u>法第10条第 4 項</u> の規定による補正について、第 5 条の規定は法第25条第 5 項において準用する法第12条第 2 項の規定による期間について、それぞれ準用する。
（第10条から第18条まで省略）	（第10条から第18条まで省略）
（ <u>合併の認証申請等</u> ）	（ <u>合併の認証申請等</u> ）

第19条 (第1項省略)

2 第2条第2項から第5項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定による申請書に添付する書類について、第3条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第2項の規定による公告及び縦覧について、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正について、第5条の規定は法第34条第5項において準用する法第12条第2項の規定による期間について、それぞれ準用する。

(第20条から第25条まで省略)

(役員報酬規程等の提出)

第26条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書に当該書類(法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類)を添付して、市長に提出して行わなければならない。

(第27条から第33条まで省略)

(電磁的記録による縦覧等)

第34条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の閲覧とする。

(以下省略)

第19条 (第1項省略)

2 第2条第2項から第5項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定による申請書に添付する書類について、第3条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第2項の規定による縦覧について、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正について、第5条の規定は法第34条第5項において準用する法第12条第2項の規定による期間について、それぞれ準用する。

(第20条から第25条まで省略)

(役員報酬規程等の提出)

第26条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書に当該書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。

(第27条から第33条まで省略)

(電磁的記録による縦覧等)

第34条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び第5項並びに法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の閲覧とする。

(以下省略)

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年6月横浜条例第32号） 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第1条及び第2条省略) (指定の申出等)</p> <p>第3条 地方税法第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(第1号から第5号まで及び第2項省略)</p> <p>3 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を<u>横浜市報に公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、前項第1号及び第2号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定めるところにより、公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>(1) 提出の年月日 (2) <u>申出に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的</u></p> <p>(指定のために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第4条 (本文省略) (第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、<u>これを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所(市内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。以下同じ。)</u>において閲覧させること。</p> <p>(ア、イ、第7号から第10号まで、第2項及び第3項省略) (合併特定非営利活動法人に関する適用)</p>	<p>(第1条及び第2条省略) (指定の申出等)</p> <p>第3条 地方税法第314条の7第12項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(第1号から第5号まで及び第2項省略)</p> <p>3 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用<u>その他の規則で定める方法</u>により公表するとともに、前項第1号及び第2号に掲げる書類(同項第1号に掲げる書類については、<u>これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</u>)(第2号において「特定添付書類」という。)を、当該申出書を受理した日から<u>2週間</u>、規則で定めるところにより、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(1) 提出の年月日 (2) <u>特定添付書類に記載された事項</u></p> <p><u>4 前項の規定による公表は、指定があつたとき又は次条第1項の規定による指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき若しくは指定がなされないこととなつたときまでの間、行うものとする。</u></p> <p>(指定のために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第4条 (本文省略) (第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、<u>当該書類(これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)</u>を主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所(市内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。以下同じ。)において閲覧させること。</p> <p>(ア、イ、第7号から第10号まで、第2項及び第3項省略) (合併特定非営利活動法人に関する適用)</p>

第5条 前2条に定めるもののほか、地方税法第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(第6条から第9条まで省略)

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧)

第10条 (第1項から第3項まで省略)

(第11条省略)

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 (第1項から第7項まで省略)

(役員報酬規程等の提出)

第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類(当該指定特定非営利活動法人が横浜市認証法人である場合にあつては、同項各号に掲げる書類)を市長に提出しなければならない。ただし、同項各号に掲げる書類にあつては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書面を提出することをもって、当該書類の提出に代えるものとする。

(第2項から第4項まで省略)

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項若しく

第5条 前2条に定めるもののほか、地方税法第314条の7第12項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(第6条から第9条まで省略)

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧)

第10条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において同項に規定する書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(第11条省略)

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 (第1項から第7項まで省略)

8 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において同項に規定する書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(役員報酬規程等の提出)

第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、横浜市認証法人である場合にあつては前条第2項各号に掲げる書類(資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。以下この項において同じ。)を、横浜市認証法人以外である場合にあつては事業報告書等及び同項各号に掲げる書類を、それぞれ市長に提出しなければならない。ただし、同項各号に掲げる書類にあつては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書面を提出することをもって、当該書類の提出に代えるものとする。

(第2項から第4項まで省略)

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項若しく

は第4項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(以下省略)

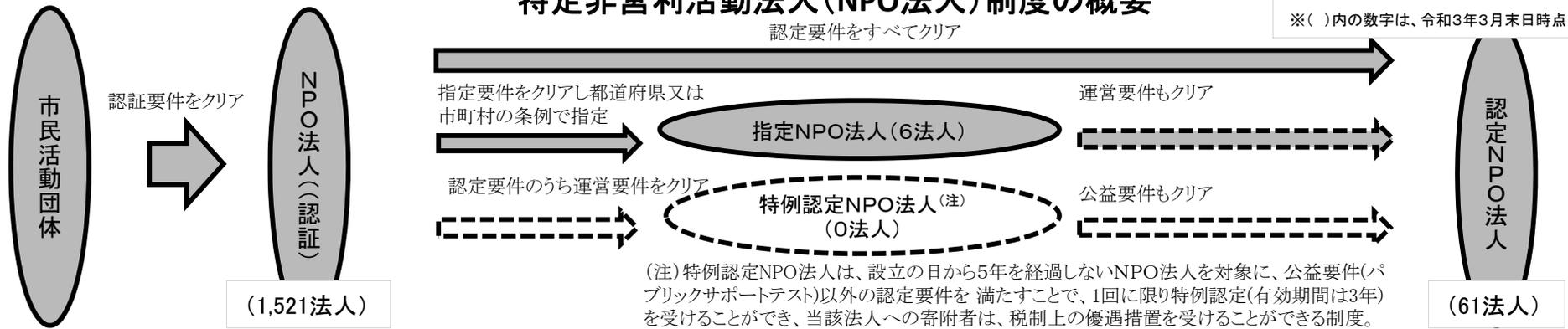
は第4項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これらの書類(これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(以下省略)

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

認定要件をすべてクリア

※()内の数字は、令和3年3月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市の議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用を受けられる。(認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除を受けられる。 (2) <u>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</u>	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用を受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法

参考